

給与勧告・報告の骨子（平成 20 年）

滋賀県人事委員会

本年の給与勧告・報告のポイント

公民較差（0.09%）を解消するため、地域手当を東京都特別区 1%、県内地域 0.05% 引上げ
期末・勤勉手当（ボーナス）は民間の支給割合とおおむね均衡し、改定なし
医師の初任給調整手当を国に準じて引上げ

1 公民較差

(1) 公民較差（新規採用者を除く。）

1.39% 5,545 円 [0.09% 347 円]（参考）人事院勧告 官民較差 0.04% 136 円

【注】〔 〕内は、平成 20 年度から平成 22 年度までにおける職員の給与の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）による給与の減額措置前の額（率）である。以下同じ。

(2) 勧告の基礎となる公民較差

勧告の基礎となる公民較差は、社会一般の情勢に適応した職員の本来あるべき給与水準を明らかにするため、特例条例による減額措置前の較差とする。（0.09% 347 円）

(3) 改定（新規採用者を含む。）

0.05% 202 円（内訳：地域手当 202 円）

（参考）

現行 平均給与月額 392,817 円 [397,875 円] 平均年間給与 6,555,548 円 [6,662,533 円]

改定後 平均給与月額 393,017 円 [398,077 円] 平均年間給与 6,558,923 円 [6,665,956 円]

（行政職、平均年齢 43.4 歳）

2 改定等の内容

(1) 給料表 改定見送り

(2) 期末・勤勉手当 改定見送り

現行年間支給月数（4.50 月）は、民間の支給割合（4.52 月）とおおむね均衡

(3) 地域手当 引上げ改定

平成 20 年度の暫定支給割合 東京都特別区：15.0% 16.0%

県内地域：4.5% 4.55%

平成 21 年度における暫定支給割合についても、国に準じて設定することが適当。その際、県内地域については、本県の実情を十分に踏まえることが必要

(4) 初任給調整手当 医師および歯科医師について国に準じて引上げ

(5) 実施時期 (3)については平成 20 年 4 月 1 日、(4)については平成 21 年 4 月 1 日

3 その他

(1) 勤務時間の見直し

人事院勧告(1日:7時間45分、1週間:38時間45分)に準じて見直すことが適当であるが、実施時期については国や他の都道府県の動向に留意が必要

(2) 人事評価制度の確立

引き続き、公正性や納得性の高い人事評価制度の確立に向けた取組を進めることが必要

(3) 教員給与の見直し

義務教育等教員特別手当の改定に当たっては他の都道府県の動向に留意することが必要

(4) 時間外勤務の縮減

管理職をはじめ職員一人ひとりの強い自覚のもと、目に見える縮減に向けて、全職員が一丸となって取り組むことが必要

(5) メンタルヘルス対策の充実

総合的かつ体系的なメンタルヘルス対策の一層の充実に努めることが必要

(6) 人材育成の推進

自律型人材育成制度については、試行等を通じて運用上の問題点の検証を行いつつ、組織全体で実効ある取組を行うことが必要

(7) 男女共同参画の推進

女性職員の登用や職域の拡大に引き続き努めることが必要